

# 京都6次化ステップアップ事業実施要領

平成29年4月14日9経第275号農林水産部長通知  
令和元年5月9日元流通第183号農林水産部長通知

## 第1 趣 旨

農業法人等が経営強化を図るためには、農林水産物の生産のみに特化した経営から6次産業化へのシフトなど、事業を発展させる必要があるが、未経験の分野に新たに着手し、その取組を継続させ、安定的に収益を上げることは容易ではない。

そこで、こうした農業法人等の新たなチャレンジを確実に成功させるため、一般社団法人京都府農業会議が設置する農業ビジネスセンター京都（以下「センター」という。）の指導のもと、京都6次化ステップアップ事業（以下「本事業」という。）を実施し、農業法人等の経営強化を支援する。

本事業の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

本事業の実施主体、事業内容、助成対象経費、採択要件、助成期間、補助率及び補助額上限については別表のとおりとする。

## 第3 事業の実施

### 1 補助金の交付申請

補助金の交付を申請しようとする実施主体は、要綱第3条の規定による別記第1号様式に代えて、本要領の別記第1号様式を作成し、センターの確認を得た上で、知事に申請するものとする。

### 2 補助金の交付決定

- (1) 知事は、第3の1の申請があったときはこれを審査し、申請内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。
- (2) 知事は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。
- (3) 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を実施主体に通知するものとする。

### 3 補助事業の変更

実施主体が第3の1の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合は、第3の1及び2の規定を準用し、要綱第4条の規定による別記第5号様式に代えて、本要領の別記第2号様式を作成し、知事に申請するものとする。

### 4 実績報告書の提出

実施主体は、事業完了後速やかに、要綱第5条の規定による実績報告書を作成し、センターの確認を得た上で、知事に提出するものとする。なお、実績報告書の様式

は、要綱別記第 6 号様式に代えて、本要領の別記第 3 号様式によるものとする。

#### 5 交付決定の取消し

知事は、実施主体が規則、要綱又はこの要領に違反したときは、規則第 16 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

#### 6 概算払

実施主体は、補助金の概算払を請求しようとする場合は、補助金概算払請求書（別記第 4 号様式）を知事に提出するものとする。

### 第 4 助 成

知事は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

### 第 5 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、センターと連携し、本事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

### 第 6 実施状況の報告

実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から 3 箇年度までの毎年度、実施状況報告書（別記第 5 号様式）を作成し、センターの確認を得た上で、当該年度の翌年度の 6 月末日までに知事に提出するものとする。

### 第 7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

#### 附 則（令和元年 5 月 9 日元流通第 183 号）

この要領は、令和元年度分の補助金から適用する。

別表（第2関係）

実施主体	<p>次の1又は2のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 府内に住所を有し農林漁業を行う者</li> <li>2 府内に事務所又は事業所を有し農林漁業を行う団体</li> </ol>
事業内容及び 助成対象経費	<p>実施主体が事業を発展させるため、6次産業化等の新たな取組にチャレンジするに当たり、必要となる次の経費に対して助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 加工品の開発又は改良に関する取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加工品の試作に係る経費</li> <li>(2) 加工技術の習得に係る経費</li> <li>(3) 成分分析に係る経費</li> <li>(4) 専門家に対する講師謝金及び旅費</li> <li>(5) 知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費</li> <li>(6) 外部委託費（助成対象経費の50%以内に限る。）</li> </ol> </li> <li>2 加工品の販路開拓に関する取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マーケティング調査費</li> <li>(2) 商談に係る経費</li> <li>(3) 広告宣伝費、ホームページ作成費</li> <li>(4) 展示会、商談会等への出展費</li> <li>(5) 外部委託費（助成対象経費の50%以内に限る。）</li> </ol> </li> <li>3 その他事業実施に必要な取組で上記に準じる経費</li> </ol>
採択要件	<p>次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら生産した農林水産物を使った加工品の開発又は改良に取り組むこと。</li> <li>2 センターの指導のもと、本事業が実施できる体制であること。</li> </ol>
助成期間	単年度
補助率	助成対象経費の2/3以内
補助額上限	500千円